南三陸警察署からのお知らせ

問 南三陸警察署 ☎46-3131

不法投棄は重大犯罪です

不法投棄は他人ごとではすまされません。
やっても、やらせても罪になります。

廃棄物を排出した事業者の責任

- 排出事業者は、事業活動にともなって排出される産業廃棄物が適正に処理されるように、生じた廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。
- 排出事業者は、排出した産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合には、許可を持った産業廃棄物処理業者（収集運搬業許可業者・処分業許可業者）に定められた基準（委託基準）に従って委託しなければなりません。
- 排出事業者は、委託した場合であっても、産業廃棄物の最終処分が終了するまで、処理が適正に行われるよう一連の処理に責任を負います。

処理を委託した排出事業者にも責任があります

処理業者が不法投棄した場合、その処理を委託した排出事業者にも責任を負う義務があります。「産業廃棄物処理業者に委託したから無関係」ではありません。

不法投棄を引き起こさせないために

処理を委託した産業廃棄物が不法投棄されないためには、法律で定められた委託基準を守るだけでなく、「委託業者の選定時に広く情報収集を行う」、「適正な処理料金により委託契約を行う」、「委託業者の処理状況や中間処理後理後の残さ物の最終処分についても現地確認を行う」などの方法があります。

個人も事業者と同様に罰せられます

個人が不法投棄を行うことも重大な犯罪です。廃家電リサイクルの有料化にともない、電化製品などを不法投棄する例が増えています。個人であっても不法投棄は厳しく罰せられます。

主な罰則

不法投棄した場合、５年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています（法人には３億円以下の罰金）。

南三陸消防署からのお知らせ

年末年始の救急事故を無くそう！

この時期は救急車の出動件数が多くなる時期の一つです。

救急件数が多いワケ

- インフルエンザなどの流行
- 宴会などによる急性アルコール中毒
- 餅などをのどにつまらせたことによる窒息

救急事故を未然に防止するため、次の点に注意しましょう！

1 インフルエンザの予防

- 手洗いうがいをしましょう。
- 外出する際はマスクをつけましょう。
- バランスの良い食事をしましょう。
- 十分な睡眠をとりましょう。

2 飲酒事故の予防

- 一気飲みはやめましょう。
- 飲酒の無理強いはしないようにしましょう。
- 酔った人が吐いた場合、のどに詰まらないように注意しましょう。

3 窒息・誤飲の予防

- 餅は小さく切って、食べやすい大きさにしましょう。
- 急いで飲み込まず、ゆっくりと噛んでから飲み込みましょう。

問 南三陸消防署 ☎46-2677／歌津出張所 ☎36-2222

みなトし ～南三陸のたからもの～

いしゃり・たこつぼ

南三陸町のたこは「西の明石、東の志津川」と称されるほど味がよく、各家の重要な収入源でした。昔は、たこのいそうな岩陰を探し、おどしたり餌で誘導したりして捕まえる誘い漁でしたが、いつの頃からか「いしゃり」と呼ばれる漁具が使われるようになり、昭和初期からは「たこつぼ」を使用する人も出てきました。

「いしゃり」は丸く平らな石に二股に分かれた竹などを紐で結び付けた道具で、大小さまざまなものがあり、漁をする場所によって使い分けていました。餌の付いたいしゃりに釣り糸を結びつけ、船から投げ入れ、あやしては揚げる動作を繰り返してたこを捕まえました。

「たこつぼ」は高さ20cm、直径18cmほどの素焼きのつぼで底に排水用の穴が開いています。たこつぼを縄に連続して結び付け、海に沈めて2～3日後に引き揚げました。1回の漁で300～400個のたこつぼを使うため、引き揚げる作業が大変だったそうです。

現在はたこつぼ漁からたこかご漁に変わっています。

問 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639